明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○漁業センサス規則の一部を改正する省令（農林水産四六）　一
〔告示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁三六）　一
○漁業センサス規則第六条第四項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件の一部を改正する件（農林水産一八四六）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、特定計量器型式承認関係　五七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六〇
会社その他
会社決算公告　六二

省令

○農林水産省令第四十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、漁業センサス規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月六日

農林水産大臣　林　芳正

漁業センサス規則の一部を改正する省令

漁業センサス規則（昭和三十八年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業センサス」を「漁業構造統計」に、「調査」を「漁業センサス」に改める。

第一条の二（見出しを含む。）中「調査」を「漁業センサス」に改める。

第二条第四項中「調査期日」を「調査年」に、「の規定による」を「に規定する」に、「をいう。以下同じ。）」を「をいう。）の十一月一日」に改める。

第三条の見出しを「（漁業センサスの種類）」に改め、同条第一項中「調査は」を「漁業センサスは」に改める。

第四条中「調査は」を「漁業センサスは」に改め、「十一月一日」の下に「（流通加工調査にあっては、調査年の翌年の一月一日）（以下「調査期日」という。）」を加え、「によつて行なう」を「によって行う」に改める。

第十一条第一項中「調査の」を「漁業センサスの」に改める。

第十四条第三項中「調査の実施」を「当該調査の実施」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。